

令和3年7月2日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部長 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて
第 2	議案第59号	(総務常任委員長報告 6 件) 三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第60号	三次市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第61号	三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第62号	三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例 (案) (原案可決)
	議案第66号 議案第67号	動産の買入れの契約について (原案可決) 工事請負契約の締結について (原案可決)
第 3	議案第63号	(教育民生常任委員長報告 3 件) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第64号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第65号	三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 4	議案第68号	(産業建設常任委員長報告 1 件) 損害賠償の額を定めることについて (原案可決)
第 5	議案第69号	(予算決算常任委員長報告 1 件) 令和 3 年度三次市一般会計補正予算 (第 4 号) (案) (原案可決)
第 6	発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) (原案可決)
第 7	発議第 4 号	少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 (案) (原案可決)

令和3年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和3年7月2日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて……………257
第 2		（総務常任委員長報告6件）
	議 59	三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画 整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）……………257
	議 60	三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一 部を改正する条例（案）……………257
	議 61	三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条 例（案）……………257
	議 62	三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条 例（案）……………257
	議 66 議 67	動産の買入れの契約について……………257 工事請負契約の締結について……………257
第 3		（教育民生常任委員長報告3件）
	議 63	三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………259
	議 64 議 65	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………259 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正 する条例（案）……………259
第 4		（産業建設常任委員長報告1件）
	議 68	損害賠償の額を定めることについて……………260
第 5		（予算決算常任委員長報告1件）
	議 69	令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）……………261
第 6	発 3	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）……………262
第 7	発 4	少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡 充に係る意見書（案）……………266


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和3年6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決等を行います。

三次市議会では、マスクの着用、マスク着用での発言、休憩と換気、また、傍聴席においても、3密の状態を避けるために、一部入場の制限など、新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じてまいりました。おいでくださいました、また御視聴いただいた皆様には、御不便をおかけしたり、お聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は24人であります。

本日の会議録署名者として、弓掛議員及び保実議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

この際、御報告いたします。

6月18日に設置しました議員定数等調査特別委員会正副委員長の互選結果について御報告いたします。委員長に小田議員、副委員長に杉原議員が選出されました。

次に、昨日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定及びこれに準じ市が出資している法人の経営状況説明書の提出があり、受理しています。受理しました法人は次のとおりです。株式会社君田トエンティワン、株式会社三次ケーブルビジョン、株式会社広島三次ワイナリー、一般社団法人みよし観光まちづくり機構、株式会社布野特産センター、一般社団法人地域包括支援センターみよし、株式会社暮らしサポートみよしの以上7法人です。これらの説明書については、タブレットに掲載していますので、御確認ください。

以上で報告を終わります。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

6月18日に開会いたしました本定例議会におきましては、15日間にわたりまして、執行部から提出いたしました11議案について御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、広島県内では、一時の状況に比べ、ここ数日は減少傾向が続いていると感じています。本市におきまして、5月31日以降、新規感染者は確認されておりません。改めて、感染防止対策に懸命に取り組んでいただいております市民の皆様、事業者の皆様にご心から感謝を申し上げる次第でございます。

現在、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、接種を希望する方へのワクチンの接種を進めております。65歳以上の高齢者については、本日現在で、対象者の7割以上となる1万3,961人の方に対して1回目の接種が終了しております。先日も申し上げましたように、65歳以上の高齢者のうち接種を希望される方については、7月末までには接種が終わるものと見込んでおります。

また、12歳から64歳以下の方、2万7,286人に対して、6月28日に接種券を一斉発送いたしました。個別接種につきましては、基礎疾患のある方を対象として予約受付を開始しており、一般の方につきましては7月20日から受付を始める予定です。また、集団接種については、三次地区医師会等関係機関と調整中でありますけれども、詳細が決定次第、ホームページや公式SNS等を通じて広く市民にお知らせさせていただきます。

ワクチンが広く行き渡ることで集団免疫の効果が高まり、元の日常生活を早く取り戻すことができると考えておりますけれども、ワクチン接種をした上で、引き続き一定の感染防止対策が必要との専門家の意見も示されております。三次市では、引き続き接種を希望される方に対し速やかなワクチン接種の実行に努め、市民の皆様が安全・安心に暮らしていただけるように全力で取り組んでまいります。市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、今しばらく感染防止対策を徹底し、細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。

次に、東京2020オリンピック競技大会に出場する野球競技のメキシコ選手団が、7月23日金曜日から27日火曜日の5日間の日程で、本市において事前合宿を行うことになりました。期間中は、きんさいスタジアムを中心に練習等を行う予定です。

新型コロナウイルス感染症対策として、選手団はワクチンを接種して来日し、毎日PCR検査を行います。選手団の移動は全て専用の貸切りバスを使用し、宿泊施設ではフロアを貸し切り、食事は選手専用の場所を設けるほか、外出自粛を徹底するなど、市民の皆様との接触は避けるように対応いたします。また、選手団に対応する市職員、バス運転手、宿泊施設や練習施設の従事者などの関係者は事前にワクチン接種を受けるなど、受入れに向けた準備を進めております。

なお、陸上選手団につきましては、直接選手村に行かれることとなり、事前合宿は行われないうこととなりました。

コロナ禍のため、残念ながら事前合宿を通じた選手団と市民の皆様との直接的な交流というのはできなくなりますけれども、これまでの経過を踏まえ、選手団がオリンピックで力を発揮されるよう応援していきたいというふうに考えております。

最後に、1つうれしいニュースをお届けしたいと思います。本市出身の川本翔大選手が東京2020パラリンピックの自転車競技の日本代表に内定をされました。川本選手は、2016年のリオパラリンピックに続いて2大会連続の出場であり、前回は8位に入賞されております。川本選手が幼少時代、身体的にハンディキャップがありながら運動会を頑張る姿、あるいは自転車をこいで遊びに行く姿、さらには野球にもチャレンジして必死に頑張っている姿、そんな姿を見ているからこそ、我々も市民の皆様と一緒に頑張って応援していきたいというふうに考えてお

ります。東京2020パラリンピックにおいても大いに活躍されることを期待して、川本選手の活躍に、そして川本選手が発信していただくいろんなメッセージに期待をしたいと思います。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 発言の取消しについて

○議長（新家良和君） 日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

藤井憲一郎議員から、6月22日の会議における発言について、その内容が不適切であったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付のとおり発言を取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、藤井憲一郎議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 総務常任委員長報告6件

議案第59号 三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）

議案第60号 三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第62号 三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第66号 動産の買入れの契約について

議案第67号 工事請負契約の締結について

○議長（新家良和君） 日程第2、議案第59号三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求めらる）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

〔総務常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○総務常任委員長（大森俊和君） おはようございます。総務常任委員長報告を行いたいと思えます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月24日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第59号三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）外5議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第59号三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）につきましても、支所機能等の仮移転に伴って市民生活に影響が及ぶことがないように、関係機関と十分な協議を行うとともに、住民への周知徹底を図られたい。

次に、議案第60号三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）については、増員される機能別消防団員の主に水防活動での役割を広く市民に周知するとともに、有事における消防団との連携も視野に、さらなる地域防災力の向上を図られたい。

次に、議案第62号三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）については、入居20年で譲渡できるとされたもので、このたび多くの方が物件を求められ、引き続き同地域のコミュニティーが継続されることは大変喜ばしい。ただ、入居時の契約に不明確な点があったことで混乱が生じたことは誠に残念である。今後も、契約等においては、双方に誤解が生じないように十分な対応を行われたい。

最後に、議案第66号動産の買入れの契約については、今後も、消防団積載車両等の配備に関して、運転資格等の関係法令改正を提案するとともに、その性能について消防団と十分に協議をされたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号外5議案を一括採決いたします。

議案第59号外5議案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第59号外5議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号外5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第3 教育民生常任委員長報告3件

議案第63号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第64号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第65号 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第3、議案第63号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 鈴木教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○教育民生常任委員長（鈴木深由希君） 教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月25日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第63号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第65号三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、社会の趨勢を勘案し、多様なニーズに応じたサービスが展開されるよう、指定管理者との協議を進め、広く来館者に喜ばれる取組を推進されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 委員長報告にあります多様なニーズに応じたサービスということが記載されておりますが、前段でも議論になりましたように、ジェンダー平等に関する取組の一環として、パートナーシップ制度の導入なども勘案されて、今後の権利の保障とございますか、そういうことの議論というのはありませんでしたか。お伺いしたいと思います。

（教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 鈴木教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（鈴木深由希君） お答えいたします。

委員のほうからその趣旨の質問もございました。教育委員会のほうからあらゆるペアを割引

の対象にするという前向きな取組が必要であり、また、そのためにはパートナーシップ条例等が必要ではないのかといった趣旨の発言について、執行部からは、今回の条例改正で多様なサービスが展開できるようになるので、指定管理者と協議を行い、来館者に向けて、より一層皆さんに喜んでいただけるサービスが提供されることが今回の条例改正で見込まれるという御答弁を頂いております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号外2議案を一括採決いたします。

議案第63号外2議案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第63号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 産業建設常任委員長報告1件

##### 議案第68号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第68号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 保実 治君 登壇〕

○産業建設常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月28日に委員会を開催し、担当局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第68号損害賠償の額を定めることについては、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げ

ます。

議案第68号損害賠償の額を定めることについては、原因と対処についてよく検証を行い、以後、同様の案件が発生しないよう努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

議案第68号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第68号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 予算決算常任委員長報告1件

議案第69号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第5、議案第69号令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）

（案）を議題といたします。

議案1件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○予算決算常任委員長（宍戸 稔君） 予算決算常任委員長の報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月30日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第69号令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

自治体マイナポイントモデル事業にあつては、事業の内容を分かりやすく周知するとともに、事業の目的が達成されるよう取り組まれない。また、モデル事業として成果を検証し、次の事業につなげられたい。

子育て世帯生活支援特別給付金事業にあつては、あらゆる媒体や機会を通して周知に努められたい。

三次版学校ICT活用事業の貸与品にあつては、運用や管理について、保護者や関係機関と連携し、活用を図られたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第69号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求めらる）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

〔8番 伊藤芳則君 登壇〕

○8番（伊藤芳則君） ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、伊藤芳則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

## 発議第3号

### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

#### 記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること。また、地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 少子高齢化・人口減少といった構造的な課題を解決していくためには長期間を要するものであり「まち・ひと・しごと創生事業費」は、安定財源として位置づけ、適切に確保すること。

- 6 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準における人口按分については、より林業に係る財政需要の高い自治体への譲与額が増大するよう見直すこと。
- 9 コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。また、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了に伴う財政需要への対応等全国的に直面する人口減少社会に必要な行政サービスが提供できるよう対策を講じること。
- 11 地方交付税の法定率を上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)7月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(新家良和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まずは反対討論を許します。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 弓掛議員。

○17番(弓掛 元君) 私は発議第3号に反対の立場で意見を述べたいと思います。

意見書の中で、「特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと」とあります。要するに、国の水準より高い手当を払うけれども、交付税は普通に出せということだと思えます。どこの自治体かは知りませんが、常識的に考えたら、国の基準を超えて手当を払うことができるということは、その自治体の財政は相当裕福で、内容もすばらしいはずで、そ

のような自治体に正規の交付税を払うをお願いをするということはいかがなものでしょうか。

国の交付税は、我々国民の税金であります。コロナ禍で、特に民間の事業主、労働者の皆様が大変苦しい状況に立たされている中、このような要求をすることはできませんし、してはいけないと思います。

この意見書の中でのほかの意見、要求はすばらしい、賛同できるものでありますけれども、部分修正できませんので、この意見書は反対とさせていただきます。心ある議員の皆様には、反対にぜひとも御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 私は賛成の立場で討論を行いたいと思いますが、今、反対討論にもあったとおり、私たちは税金を納めています。地方税、国税、そして、国税を納めたことによって、例えばこの地方交付税も、各自治体はその財力の差によって住民サービスの差が生まれてはならないと、それを国がちゃんと確保し、保障していくことは大事な責務であるというふうを考えます。そして、地方の議会から、こうした三次市の住民も多く納められている税金の使い道について、地域の実情を訴えながら、それに意見を申し述べていくのは、大事な議会としての役割だというふうを考えます。

反対の御指摘がありました、特別交付税の配分についての諸手当が国の水準を超えていることについて、豊かな財政があるんだから、これに反対するのはいかがなものかという御意見がございましたが、私はむしろその後段の読みをしっかりと読んでいただきたい。取扱いを理由として減額措置を行っているというのが今の国の施策であります。各自治体の財政の力はいろいろあると思いますし、様々な地域の実態がある。その中で、働く皆さんの給与や、あるいは諸手当については、それぞれ労使の上で御協議の中で決定していく。その中で、地域の実情に合った幾らかの手当の上乗せというのは、それは発生するのは十分予想される。それは、国は「はい、分かりました」と言って標準にしておけばいいんじゃないですか。特別交付税。上乗せ分だけ減額すると、ここに大きな課題があると思います。

もとより地方財政は、職員の皆さんのこういった手当だけじゃなくて、その他様々な社会保障とかに使われていくものであると思いますので、あえてその部分を減額するという事は、その地方の財政の他の部分へ幾らかの影響を及ぼすという結果を招かないか心配します。標準というか、国が指導する部分を超える部分があるのは、それはそれでいいのではないか。その分だけ減額措置を行うということが、地方財政を確立していく国の責務として果たすべき役割があるのはいかがなものかと思えます。

関連しまして、地方財政の中で人件費というのは当たる部分が大変多く、とりわけ昨年度から導入されました会計年度任用職員についても一言申しておきたい。総務省の公務員の定数管理計画によって、ここ十数年、公務員の数を減らしていけという方向になっています。たくさん雇えるんなら減額するぞという発想はどこか似ているんじゃないですかね。ところが、現実

には、この中にあったように、住民サービスの幅はどんどん広がっている。とりわけコロナによつての住民サービスをやっていかなければいけない部分は広がっている。先日の委員会でも質問させていただいたとおり、マイナポイントを広げ、マイナンバーカードをしっかりと普及していこうというのも1つのコロナ対策です。これを実施するに当たって、会計年度任用職員の雇用を凶らなければならぬというのが予算化されました。一方で、公務員の定数を削減し、維持し、あるいは広がる住民サービスに対応するために、いわゆるかつて臨採とか非常勤とか言われている皆さんをさらに雇用していかなければならぬという現状があります。

今、三次市の行政職員が約500名。会計年度任用職員、病院も含めるとほぼ同数です。そういった皆さんを雇用することによって成り立っているという住民サービス。まだまだいっぱい課題はあると思いますけども、とりわけ諸手当を豊かで出すというところがあるんなら、それはそのまま認めればいいわけで、それを全体の特別交付税としての使い道がまだ幅広くある中で減額していくという措置を理由に反対意見を述べられました。私は、地方財政の標準化と住民サービスの維持、さらに、課題が広がる地方行政の課題のために、地方財政の充実・強化に関する意見書に対して賛成意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（新家良和君） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって発議第3号の討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本意見書案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 起立多数であります。

よつて、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第4号 少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

○議長（新家良和君） 日程第7、発議第4号少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） 皆さん、おはようございます。ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、鈴木深由希議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、新田真一議員、

徳岡真紀議員、増田誠宏議員と私、黒木靖治でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第4号

少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられている。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校・高等学校等での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 子どもたちのゆたかな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）7月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時53分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年7月2日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 弓掛元

会議録署名議員 保実治